解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

東京都中央区銀座一丁目一四番九号銀座スワロービル六階

合同会社ロス・グラシアレス

清算人　矢吹　満

解散公告

当法人は、平成二十三年五月十八日開催の社員総会の決議により平成二十三年五月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

東京都港区芝五丁目三〇番一号

一般社団法人労働安全衛生技術研究会

代表清算人　池田　五男

解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

長野県安曇野市穂高牧一三七三番地一

有限会社畠山ダクト工業

清算人　畠山　稲夫

解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

大阪市中央区谷町二丁目五―四エフベースラドルフ六〇一　クワトロモンテ株式会社

代表清算人　井上美智子

解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

兵庫県姫路市飾磨区城南町一丁目七一番地

有限会社共伸建設

清算人　島田　二州三

解散公告

当組合は、平成二十三年五月十三日島根県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬二〇〇九番地

岬開拓農業協同組合

清算人　佐々木菊雄

解散公告

当社は、平成二十三年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

香川県東かがわ市三本松一二九六番地四四

有限会社浜田屋

代表清算人　濵田　一幸

解散公告

当社は、平成二十三年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

長崎市馬町三一番地佐藤ビル四階

有限会社ニッセン実業

清算人　村山　昇

解散公告

当社は、平成二十三年五月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

沖縄県浦添市港川一丁目一〇番一二号

株式会社エム・エー

代表清算人　具志堅政宏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

秋田県秋田市川尻御休町九番三三号

財団法人秋田同盟会館

代表清算人　今村　行徳

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年三月二十七日開催の通常総会の決議により、平成二十三年五月六日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

千葉県君津市久留里市場一六〇番地

君津市久留里市場土地改良区

代表清算人　永島　壽夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

福井県福井市冬野町第二六号五三番地

特定非営利活動法人ユビキタスネットふくい

清算人　白﨑　利行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

島根県仁多郡奥出雲町三成三二一番地一〇

特定非営利活動法人奥出雲ネットワーク

清算人　金澤　潤治

解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき、平成二十三年五月十八日付けで大分県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

大分県速見郡日出町大字南畑四一一九番地

清算法人柏川土地改良区

代表清算人　森　勉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

大分県速見郡日出町大字川崎五一六五番地四

特定非営利活動法人ケアサポートみすず

代表清算人　安藤　眞

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月十九日秋田県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

秋田県秋田市雄和左手子字清水下四九番地

社団法人左手子報徳会

代表清算人　佐々木　隆

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年五月十八日に群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月八日

群馬県沼田市西倉内町七八〇番地

上発知土地改良区

清算人代表　桑原　昭一